

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏1	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 札幌少年鑑別所	札幌少年鑑別所 札幌市東区東苗穂2 ー1ー1ー25 中央バス「本町2条6 丁目」下車、徒歩3分	3人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
夏2	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 函館少年鑑別支所	函館少年鑑別支所 函館市金堀町6ー15	2人以内	8月下旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である こと。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
夏3	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	札幌矯正管区 及び 釧路少年鑑別支所	釧路少年鑑別所 釧路市弥生1丁目5ー 22	2人程度	8月下旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である こと。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
夏4	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	旭川少年鑑別所	旭川少年鑑別所 北海道旭川市豊岡1 条1丁目3番24号(旭 川1条8丁目バス乗り 場から旭川電気軌道 バス①番線又は⑦番 線に約13分乗車、豊 岡1条1丁目バス停下 車すぐ)	2人程度	8月上旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等)	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である こと。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
夏5	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	北海少年院 ・ 紫明女子学院	北海少年院 北海道千歳市大和4 ー746ー10 紫明女子学院 北海道千歳市大和4 ー662ー2 (JR千歳線千歳駅か ら中央バス桜木空港 線10分(北斗ー丁目 バス停降車))	各施設3人ま で	7月下旬から8月 下旬の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である こと。 ・男女の別は問わないが、原則として男子学生 は北海少年院において、女子学生は紫明女子 学院においての実習を予定している。	札幌矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒007-0801 北海道札幌市東区東苗穂1条2ー5ー5 011-783-3911
夏6	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	仙台矯正管区 及び 盛岡少年院	盛岡少年院 岩手県盛岡市月が丘 2ー15ー1 (岩手県交通バス西青 山停留所から徒歩3 分)	6人程度	8月3日(水) ～8月5日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別支所の見学	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏7	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	仙台矯正管区 及び 東北少年院・ 青葉女子学園	東北少年院 仙台市若林区古城3 ー21ー1 (仙台市地下鉄東西線 「薬師堂駅」下車～(乗 り継ぎ)～仙台市営バ ス「高原住宅前」下車 徒歩2分) ※送迎につき相談可 青葉女子学園 仙台市若林区古城3 ー24ー1 (仙台市地下鉄東西線 「薬師堂駅」下車～(乗 り継ぎ)～仙台市営バ ス「古城三丁目」下車 徒歩5分) ※送迎につき相談可	8人程度 (両施設合同)	8月29日(月) ～8月31日(水) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習 ・近隣の少年鑑別所の見学	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111
夏8	少年鑑別所に おける鑑別の実務について (法務教官 (心理)区分)	仙台矯正管区 及び 青森少年鑑別所	青森少年鑑別所 青森県青森市金沢1 ー5ー38 (青森駅から徒歩20 分又は青森市営バス 常盤町バス停から徒 歩5分)	2人程度	8月29日(月)～ 8月30日(火) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111
夏9	少年鑑別所に おける鑑別の実務について (法務教官 (心理)区分)	仙台矯正管区 及び 仙台少年鑑別所	仙台少年鑑別所 仙台市若林区古城3 丁目27ー17 (仙台市地下鉄東西線 「薬師堂駅」下車～(乗 り継ぎ)～仙台市営バ ス「古城三丁目」下車 徒歩5分)	4人程度	8月3日(水) ～8月5日(金) (3日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接 の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体 験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る 判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等 ・東北少年院の見学	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111
夏10	少年鑑別所に おける鑑別の実務について (法務教官 (心理)区分)	仙台矯正管区 及び 秋田少年鑑別所	秋田少年鑑別所 秋田市八橋本町六丁 目三番五号 JR秋田駅西口秋田中 央交通バス15分(帝 石前バス停降車)	2人程度	9月上旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111
夏11	少年鑑別所に おける鑑別の実務について (法務教官 (心理)区分)	仙台矯正管区 及び 福島少年鑑別所	福島少年鑑別所 福島県福島市南沢又 字原町越4ー14 (JR福島駅東口12番 バス乗り場から約15 分乗車、「刑務所前」 下車後、徒歩約2分)	4人程度	8月下旬の連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	仙台矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒984-0825 宮城県仙台市若林区古城3ー23ー1 022-286-0111

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏12	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 茨城農芸学院	茨城農芸学院 茨城県牛久市久野町 1722-1 (JR牛久駅東口からバス「牛久大仏・浄苑行き」に乗りし「農芸学院」まで20分)	4人程度	8月下旬から9月 上旬の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏13	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 水府学院 (水戸少年鑑別所)	水府学院 (水戸少年鑑別所) 茨城県東茨城郡茨城 町駒渡1084-1 (常磐線友部駅南口～ 車両20分) ※送迎につき相談可	4人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	◆水府学院主催ですが、1日間は水戸少年 鑑別所で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 2日目、3日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問 わない)であること。 ・少人数での体験実習であるので、積極的な 姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏14	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 喜連川少年院	喜連川少年院 栃木県さくら市喜連川 3475-1 (JR東北本線(宇都宮 線)氏家駅から関東交 通バス16分(喜連川本 町バス停降車)から徒 歩20分) ※送迎につき相談可	1人程度	8月から9月中の 人の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・法務教官のキャリアプラン等の説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実地に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏15	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 赤城少年院	赤城少年院 群馬県前橋市上大屋 町60 上毛電鉄「大胡駅」か ら徒歩15分	3人程度	9月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏16	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 榛名女子学園	榛名女子学園 群馬県北群馬郡榛東 村新井1027-1 (高崎駅西口から伊香 保温泉行バス若しくは 群馬総社駅(立石)か ら榛名女子学園前ま でバス)	3人程度	7月末頃から8月 中旬までの連続す る3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏17	少年院における 矯正教育の実 務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 八街少年院	八街少年院 千葉県八街市滝台 1766番地(JR八街駅 前ふれあいバス南 コース少年院入口下 車300m徒歩3分又は JR千葉駅からフラワー バス成東行き山田局 前下車1.7km徒歩20 分) ※JR大網駅までの送 迎については相談可	5人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏18	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 多摩少年院	多摩少年院 東京都八王子市緑町 670 (JR八王子駅南口から タクシーで10分又は 徒歩25分。京王高尾 線山田駅から徒歩5 分。)	4人程度	8月又は9月中の 連続する 2日間又は3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・大学生又は大学院生(男性が望ましい。)であ ること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏19	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 東日本少年矯正医療・教育セ ンター	東日本少年矯正医療・ 教育センター 東京都昭島市もくせいの 杜2-1-3 (JR青梅線東中神駅 下車徒歩20分)	8人程度 × 2回	8月中の連続した 3日間 × 2回	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習 (例年、大勢の方に御応募いただいているの で、8人程度での実習を2回実施する予定で す。)	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理、教育、社会、福祉等に係る人間科学又 は刑事政策等を専攻していることが望ましいこ と。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏20	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 愛光女子学園	愛光女子学園 東京都柏江市西野川 3-14-26 (京王線調布駅からバ ス10分・小田急線柏 江駅からバス8分(柏 江営業所バス停降 車)、京王線国領駅か ら徒歩20分)	3人程度	8月中から9月中 の連続する3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏21	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 久里浜少年院	久里浜少年院 神奈川県横須賀市長 瀬3-12-1 (京浜急行線京急久里 浜駅又は浦賀駅から 京浜急行バス「久19」 系統15分(千代ヶ崎 バス停降車))	2人程度	8月22日(月)及 び8月23日(火) (2日間)	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生であること。 ・男性のみとする。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏22	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年学院	新潟少年学院 新潟県長岡市御山町 117-13 (JR長岡駅(東口バス ターミナル6番)からバ スで15分(少年学院 前))	3人程度	9月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 指導等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、心理、福祉等に係る人間科学又 は法学、刑事政策等を専攻していることが望ま しいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏23	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 有明高原寮	有明高原寮 安曇野市穂高有明7299(JR大糸線穂高駅から車で15分) ※送迎につき相談可	3人程度	7月19日から同年9月9日までの連続する3日間。 ただし8月15日の週は除く。	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)に実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏24	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	東京矯正管区 及び 駿府学園	駿府学園 静岡市葵区内牧118(静岡駅北口から9番乗り場静鉄ジャストラインバス美和大谷線安倍口新田バス停下車徒歩10分)	3人程度	8月又は9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育・社会・福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏25	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	東京矯正管区 及び 水戸少年鑑別所(水府学院)	水戸少年鑑別所(水府学院) 茨城県水戸市新原1-15-15 (JR線水戸駅北口5番乗り場から茨城交通バス20分(新原1丁目バス停降車徒歩7分))	4人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	◆水戸少年鑑別所主催ですが、1日間は水府学院で実習を行うコース◆ 1日目(水戸少年鑑別所) ・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・心理検査の受検体験 2日目(水府学院) ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習 3日目(水戸少年鑑別所) ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席・実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。 ・少人数での体験型実習であるので、積極的な姿勢を有すること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏26	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	東京矯正管区 及び 宇都宮少年鑑別所	宇都宮少年鑑別所 栃木県宇都宮市鶴田町574-1 (宇都宮駅バス乗り場⑩43「長坂経由新鹿沼行き」に乗りし、「三の沢」で下車し、徒歩1分)	2人程度	7月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏27	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	東京矯正管区 及び 前橋少年鑑別所	前橋少年鑑別所 群馬県前橋市岩神町4-5-7 JR前橋駅から公共バスで約20分	2人程度	9月中の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましい。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏28	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び さいたま少年鑑別所	さいたま少年鑑別所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-36 JR「浦和」から徒歩12分、「武蔵浦和」・「中浦和」から徒歩17分	2人程度(実習の関係から偶数名)	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る行動観察票の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏29	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 千葉少年鑑別所	千葉少年鑑別所 千葉県千葉市稲毛区天台1-12-9 (千葉都市モノレール天台駅から徒歩約3分)	3～4人程度	8月下旬から9月上旬の連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏30	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京少年鑑別所	東京少年鑑別所 東京都練馬区水川台2-11-7 (有楽町線水川台駅1番出口から徒歩10分)	8人程度	7月から8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席及び実施、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏31	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 東京西法務少年支援センター	東京西少年鑑別所(東京西法務少年支援センター) 東京都昭島市もくせいの杜2-1-1 (JR青梅線東中神駅から徒歩約20分)	6人程度	7月又は8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏32	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 横浜少年鑑別所	横浜少年鑑別所 神奈川県横浜市港南区港南4-2-1 (市営地下鉄ブルーライン港南中央駅下車徒歩5分)	4人 (ただし、実施期間における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、人数を制限することも検討する。)	8月中旬から9月第1週頃までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・総合職試験(人間科学)又は法務省専門職員(人間科学)試験(矯正心理専門職区分)を受験予定であること。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏33	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 新潟少年鑑別所	新潟少年鑑別所 新潟県新潟市中央区川岸町1-53-2 (JR越後線「白山」駅から徒歩5分)	4人程度	9月7日(水)～9月9日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏34	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 甲府少年鑑別所	甲府少年鑑別所 山梨県甲府市大津町2075-1 (JR甲府駅からバスもしくはタクシーで約30分) ※JR甲府駅からの送迎につき相談可	2人程度	8月から9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に関する説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏35	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 長野少年鑑別所	長野少年鑑別所 長野県長野市三輪5-46-14 (長野電鉄善光寺下駅から徒歩約10分)	3人程度	7月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏36	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	東京矯正管区 及び 静岡少年鑑別所	静岡少年鑑別所 静岡市駿河区小鹿2丁目27番7号 (静岡駅南口から小鹿営業所行きバス約15分(競輪場前バス停降車))	2人程度	8月及び9月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等)	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学2年次以上又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	東京矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 048-600-1500
夏37	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 湖南学院	湖南学院 石川県金沢市上中町口11-1 (北鉄バス東部車庫停留所から徒歩15分) ※送迎につき相談可	4人程度	8月1日(月)から8月31日(水)までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましい。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏38	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 瀬戸少年院	瀬戸少年院 愛知県瀬戸市東山町14 (名鉄瀬戸線「水野駅」下車徒歩約18分)	5人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏39	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 愛知少年院	愛知少年院 愛知県豊田市浄水町原山1番地 (名鉄豊田線浄水駅から徒歩10分)	4人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏40	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 豊ヶ岡学園	豊ヶ岡学園 愛知県豊田市前後町三ツ谷1293 (名鉄本線「中京競馬場前駅」徒歩10分)	3人程度	8月24日(水)～ 8月26日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏41	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	名古屋矯正管区 及び 宮川医療少年院	宮川医療少年院 三重県伊勢市小俣町宮前25 ・JR参宮線「宮川」駅徒歩20分 ・近鉄山田線「小俣」駅徒歩30分 ・三重交通バス「宮古橋」から徒歩5分	6人程度	8月下旬のうち連続する3日間を想定	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏42	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 金沢少年鑑別所	金沢少年鑑別所 石川県金沢市小立野5-2-14 (JR金沢駅から北鉄バスで約20分小立野バス停降車)	3人程度	8月1日から9月末日までの間の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、模擬事例に係る少年簿の作成、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏43	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 岐阜少年鑑別所	岐阜少年鑑別所 岐阜市鷺山1769-20(JR岐阜駅バスターミナル、岐阜バス11番のりばから約25分(「北消防署前」バス停降車し徒歩で約1分))	3人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏44	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 名古屋少年鑑別所	名古屋少年鑑別所 名古屋千種区北千種1-6-6 (地下鉄東山線「今池駅」2番出口から徒歩25分、市営バス「古出来町」バス停降車(徒歩5分))	3人程度	7月下旬から8月上旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の席席、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏45	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務教官(心理)区分)	名古屋矯正管区 及び 津少年鑑別所	津少年鑑別所 津市南新町12の12 (近鉄名古屋線津新町駅から徒歩10分)	2人以内	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	名古屋矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒461-0011 愛知県名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 052-971-5961
夏46	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 浪速少年院	浪速少年院 大阪府茨木市郡山1-10-17 (JR茨木駅西口7、8、9番バス乗り場から阪急バス、郡バス停下車後徒歩10分)	3人程度	8月中 (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉、心理等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏47	少年院における矯正教育の実務について	大阪矯正管区 及び 交野女子学院	交野女子学院 大阪府交野市群津2-45-1 (京阪交野線郡津駅から徒歩15分)	4人程度	8月15日から9月上旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(女性に限る)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏48	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 和泉学園・泉南学寮	和泉学園・泉南学寮 阪南市貝掛1096 (南海本線箱作駅から徒歩15分)	4人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育学、社会学、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏49	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	大阪矯正管区、 加古川学園 及び 播磨学園	加古川学園又は播磨学園 兵庫県加古川市八幡町宗佐544 (JR加古川線厄神駅から徒歩約45分) ※送迎につき相談可	3人程度	7月下旬から8月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏50	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	大阪矯正管区 及び 奈良少年院	奈良少年院 奈良県奈良市秋篠町1122 (近鉄大和西大寺駅下車、バスで15分程度)	3人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、行事等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏51	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 大津少年鑑別所	大津少年鑑別所 滋賀県大津市大平1 ー1ー2 (JR石山駅南口から京 阪バス31号系統15分 (バス停「大津車庫」下 車徒歩5分)または、同 バス1号系統15分(バ ス停「石山団地口」下 車徒歩8分)	2人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4ー1ー67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏52	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 京都少年鑑別所	京都少年鑑別所 京都市左京区吉田上 阿達町37番地 (京阪出町柳駅から南 へ徒歩5分)	5人	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である こと。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4ー1ー67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏53	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 大阪少年鑑別所	大阪少年鑑別所 大阪府堺市堺区田出 井町8ー30 (JR阪和線堺市駅か ら徒歩15分)	5人程度	①7月27日(水) ～7月29日(金) の3日間 ②8月3日(水)～ 8月5日(金)の 3日間 のいずれか	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4ー1ー67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏54	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	大阪矯正管区 及び 神戸少年鑑別所	神戸少年鑑別所 神戸市兵庫区下祇園 町40ー7 (神戸市営バス「家庭 裁判所前」徒歩2分)	3人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 席席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	大阪矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4ー1ー67 大阪合同庁舎第2号館別館 06-6941-5751
夏55	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	広島矯正管区 及び 岡山少年院	岡山少年院 岡山市南区箕島249 7 (宇野線備中箕島駅出 口から徒歩17分)	3人程度	7月から9月下旬 までの連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6ー30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏56	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	広島矯正管区 及び 広島少年院 貴船原少女苑	広島少年院 広島県東広島市八本 松町原11174ー31 貴船原少女苑 広島県東広島市八本 松町原6088 (山陽本線八本松駅か らタクシーで15分) ※送迎につき相談可	5人程度	7月から10月下旬 までの連続する 3日間	応募は全期間で実 習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業 訓練等)の実施に係る見学実習	実施部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・ 関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事 政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない) であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6ー30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏57	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 松江少年鑑別所	松江少年鑑別所 島根県松江市内中原町195番地 (JR松江駅「バス停ぐるっと松江レイクライン」乗車、「小泉八雲記念館前」下車徒歩5分)	4人程度	7月下旬から10月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏58	少年鑑別所における鑑別の実施について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 岡山少年鑑別所	岡山少年鑑別所 岡山市南区箕島2512-2 (JR瀬戸大橋線備中箕島駅から徒歩約20分) ※JR瀬戸大橋線早島駅利用の場合、送迎について相談可	6人程度	7月から同年10月下旬までの3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは大学4年次又は大学院生(男女の別は問わない。)であること	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏59	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 広島少年鑑別所	広島少年鑑別所 広島市中区吉島西3丁目15-8 (広島バス24番吉島営業所行き又は吉島病院行き乗車「吉島病院入口」バス停降車徒歩5分)	6人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏60	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 鳥取少年鑑別支所	鳥取少年鑑別支所 鳥取市湯所町2丁目417番地 (山陰本線鳥取駅からバス10分(湯所バス停降車))	2人程度	7月から10月下旬までの連続する2日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏61	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	広島矯正管区 及び 山口少年鑑別所	山口少年鑑別所 山口市中央4丁目7-5 (JR山口駅から徒歩20分又は同駅から湯田温泉方面行きバスに乗車「商工会館前」下車徒歩5分)	3人程度	7月から10月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	広島矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館 082-223-8161
夏62	少年院における矯正教育の実務について	丸亀少女の家	丸亀少女の家 香川県丸亀市中津町28 (JR予讃線讃岐塩屋駅から徒歩20分)	3人程度	8月下旬頃の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏63	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	四国少年院	四国少年院 香川県善通寺市善通寺町2020 (JR善通寺駅から徒歩約20分)	3人程度	8月24日(水)～ 8月26日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能なものに限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(性別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏64	少年院における矯正教育の実務について (法務教官区分)	松山学園	松山学園 愛媛県松山市吉野町3803番地 (JR三津浜駅から徒歩10分)	3人程度	7月下旬から8月下旬までの連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏65	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	徳島少年鑑別所	徳島少年鑑別所 徳島県徳島市助任本町5丁目40番地 (市バス「助任本町5丁目」又は徳島バス「助任本町」下車徒歩約2分)	3人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接、模擬事例に係る少年簿及び鑑別結果通知書の作成体験、行動観察体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏66	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	高松少年鑑別所	高松少年鑑別所 香川県高松市藤塚町3-7-28 (JR高松駅からことでんレインボー循環バス(東廻り)藤塚町下車徒歩2分又はJR高德線栗林駅下車徒歩5分)	3人程度	8月22日(月)～ 8月24日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏67	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	松山少年鑑別所	松山少年鑑別所 愛媛県松山市吉野町3860番地 (JR三津浜駅から徒歩約10分)	3人程度	8月9日(火)～ 8月12日(金) (8月11日(木)を除く) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455
夏68	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	高知少年鑑別所	高知少年鑑別所 高知県高知市塩田町19-13 (JR土讃線高知駅北側出口から徒歩8分)	3人程度	8月22日(月)～ 8月24日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	高松矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 087-822-4455

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏69	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 筑紫少女苑	筑紫少女苑 福岡県福岡市東区奈多1302-105 (香椎線雁ノ巣駅から徒歩15分) ※送迎につき相談可	3人程度	9月6日(火)～ 9月8日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(性別は問わない。)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏70	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 福岡少年院	福岡少年院 福岡県福岡市南区老司4-20-1 (西鉄バス(JR博多駅又は西鉄大橋駅からバス路線あり)老松神社前バス停から徒歩5分)	5人程度	8月中の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導、教科指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏71	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 人吉農芸学院	人吉農芸学院 熊本県球磨郡錦町木上北223-1 ※人吉インターチェンジまでの送迎につき相談可	3人程度	8月1日(月)～ 8月3日(水) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏72	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 中津少年学院	中津少年学院 大分県中津市加来1205番地 (中津駅から車で15分程度、バスと徒歩で35分程度) ※送迎につき相談可	3人以内	8月3(水)～ 8月5日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動、特に支援教育等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない。)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏73	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 大分少年院	大分少年院 大分県豊後大野市三重町赤嶺2721 (JR豊肥本線 三重町駅下車)	3人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業訓練等)の実施に係る見学実習	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏74	少年院における 矯正教育の実務について (法務教官区分)	福岡矯正管区 及び 沖縄少年院	沖縄少年院 沖縄県糸満市字真栄平1300番地 (仲座入口バス停から徒歩15分、那覇空港から車で40分)	4人	8月2日(火)～ 8月4日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・少年院における教育活動(生活指導、職業指導等)の実施に係る見学実習 ・実習の一部は沖縄女子学園において実施予定	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年院の教育活動等)に興味・関心を持っていること。 ・教育、社会、福祉等に係る人間科学又は刑事政策等を専攻していることが望ましいこと。 ・大学生又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏75	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官(心理)区分)	福岡矯正管区 及び 福岡少年鑑別所	福岡少年鑑別所 福岡市南区若久6-75-2 (西鉄大橋駅前から「東若久行」行きバス停「和田4丁目」下車徒歩1分)	5人程度	8月下旬の連続する3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏76	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 小倉少年鑑別支所	小倉少年鑑別支所 北九州市小倉南区葉山町1-1-7 (北九州モノレール競馬場前駅から徒歩15分)	2人程度	8月24日(水)～ 8月26日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏77	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 佐賀少年鑑別所	佐賀少年鑑別所 佐賀県佐賀市新生町1-10 (JR佐賀駅から市営バス「徳万経由久富」又は「森林公園」行き)18分(長瀬町バス停降車))	3人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏78	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 長崎少年鑑別所	長崎少年鑑別所 長崎市橋口町4-3 (路面電車「平和公園」電停下車徒歩10分 県営バス「浦上天主堂」下車徒歩3分)	3人程度	8月中の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏79	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 大分少年鑑別所	大分少年鑑別所 大分県大分市新川町1丁目5番28号 (バス停「新川」から徒歩5分)	3人程度	8月24日(水)～ 8月26日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏80	少年鑑別所における鑑別の実務について	福岡矯正管区 及び 宮崎少年鑑別所	宮崎少年鑑別所 宮崎県宮崎市鶴島2-16-5 (バス:宮崎駅から「生目台」行き乗車、「松橋駅」下車徒歩5分)	3人程度	9月5日(月)～9 月16日(金)まで の間の連続する 3日間	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学及び教育、社会、福祉等人間科学を専 攻していることが望ましい。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生である ことが望ましい。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137
夏81	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 鹿児島少年鑑別所	鹿児島少年鑑別所 鹿児島県鹿児島市唐湊3丁目3番5号 (JR鹿児島中央駅から市営バス約10分(唐湊バス停下車))	3人程度	8月17日(水)～ 8月19日(金) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、模擬事例に係る少年簿の作成体験、 心理検査の受検体験、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業 務に係る説明等	実務部署で の受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137

登録票
(令和4年度・夏季)

コース	研修課題	受入機関	実施場所 ・ アクセス	受入可能人数	受入時期 (令和4年)	受入期間の留意点	実習内容	実習形式	実習生への要望	応募先 ※ 応募は学生1人につき1管区までです。
夏82	少年鑑別所における鑑別の実務について (法務技官 (心理)区分)	福岡矯正管区 及び 那覇少年鑑別所	那覇少年鑑別所 那覇市西3丁目14-20 (モノレール旭橋駅前 から徒歩20分)	6人程度	8月23日(火)～ 8月25日(木) (3日間)	応募は全期間で実習可能な者に限る。	・少年矯正行政全般に係る業務説明 ・鑑別実施手続に係る見学実習(模擬面接の 陪席、意図的行動観察、模擬事例に係る判定 会議の見学等) ・非行及び犯罪の防止等に関する援助の業務 に係る説明等	実務部署での受入れ型	・少年矯正行政(少年鑑別所の鑑別等)に興味・ 関心を持っていること。 ・心理学を専攻していることが望ましいこと。 ・大学3年次若しくは4年次又は大学院生(男女 の別は問わない)であること。	福岡矯正管区少年矯正第一課・第二課 〒813-0036 福岡県福岡市東区若宮5-3-53 092-661-1137